

令和3年度

監査結果報告書（後期）

定期監査

行政監査

公の施設の指定管理者監査

石狩市監査委員

目 次

第 1 定 期 監 査	1
1 監 査 期 間	1
2 監 査 範 囲	1
(1) 対象部局・実施期間	1
(2) 監査項目・対象書類	2
3 着 眼 点	3
4 監 査 方 法	3
5 監 査 結 果	3
(1) 保健福祉部	3
(2) 建設水道部	4
(3) 浜 益 支 所	4
(4) 教育委員会生涯学習部	4
第 2 行 政 監 査	5
1 監 査 期 間	5
2 監 査 範 囲	5
(1) 対 象 部 局	5
(2) 監査項目・対象書類	5
3 着 眼 点	5
4 監 査 方 法	5
5 監 査 結 果	6
(1) 公金外現金等の取扱事務に係る調査の結果	6
(2) 所見	6
(3) 参考（調査結果概要）	7
第 3 公の施設の指定管理者監査（その 1）	9
1 監 査 期 間	9
2 監 査 範 囲	9
(1) 公の施設名	9
(2) 指定管理者	9
(3) 所 管 部 局	9
(4) 指 定期間	9
3 着 眼 点	9
(1) 指定管理者	9
(2) 所 管 部 局	10

4	監 査 方 法	・ ・ ・ ・ ・	10
5	監 査 結 果	・ ・ ・ ・ ・	11
	(1) 指定管理者	・ ・ ・ ・ ・	11
	(2) 所 管 部 局	・ ・ ・ ・ ・	11
6	参 考 資 料	・ ・ ・ ・ ・	11
	(1) 公 の 施 設	・ ・ ・ ・ ・	11
	(2) 指定管理者	・ ・ ・ ・ ・	12
第 4	公の施設の指定管理者監査（その2）	・ ・ ・ ・ ・	13
1	監 査 期 間	・ ・ ・ ・ ・	13
2	監 査 範 囲	・ ・ ・ ・ ・	13
	(1) 公の施設名	・ ・ ・ ・ ・	13
	(2) 指定管理者	・ ・ ・ ・ ・	13
	(3) 所 管 部 局	・ ・ ・ ・ ・	13
	(4) 指 定 期 間	・ ・ ・ ・ ・	13
3	着 眼 点	・ ・ ・ ・ ・	13
	(1) 指定管理者	・ ・ ・ ・ ・	13
	(2) 所 管 部 局	・ ・ ・ ・ ・	14
4	監 査 方 法	・ ・ ・ ・ ・	14
5	監 査 結 果	・ ・ ・ ・ ・	15
	(1) 指定管理者	・ ・ ・ ・ ・	15
	(2) 所 管 部 局	・ ・ ・ ・ ・	15
6	参 考 資 料	・ ・ ・ ・ ・	15
	(1) 公 の 施 設	・ ・ ・ ・ ・	15
	(2) 指定管理者	・ ・ ・ ・ ・	17

第 1 定期監査

1 監査期間

令和 3 年10月 6 日から12月 3 日まで

2 監査範囲

令和 3 年度監査等計画及び令和 3 年度監査実施計画（後期）に基づき、令和 3 年度上期（令和 3 年 4 月～ 9 月）の事務執行分を基本とし、必要に応じて他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

(1) 対象部局・実施期間

部 局		実施期間
監査事務局		10月 6 日～10月 7 日
北石狩公平委員会事務局		
議会事務局		
農業委員会事務局		
財政部		10月 8 日～10月11日
企画経済部（東京事務所を除く）		10月12日～10月13日
環境市民部（消費生活センターを除く）		10月14日～10月18日
保健福祉部（聚富保育園、厚田保育園を除く）		10月19日～10月27日
建設水道部		10月29日～11月 4 日
会計管理者		11月 5 日
厚田支所		11月 8 日～11月10日
浜益支所		
教育委員会	生涯学習部（厚田学校給食センターを除く） 市立学校（石狩八幡小、花川小、石狩中）	11月11日～11月26日
総務部		11月30日～12月 3 日
選挙管理委員会事務局		

(2) 監査項目・対象書類

監査項目		対象書類
① 収入金の収入事務（抽出）		申請書、収入金の決定書、調定票、納入通知書、収入原簿など、収入に関する書類
総務部	行政財産目的外使用料、職員住宅貸付収入	
企画経済部	行政財産目的外使用料、多面的機能支払事業交付金、土地貸付収入、広告料収入、船員手帳交付手数料	
財政部	ふるさと応援寄附金、道民税徴収事務取扱交付金	
環境市民部	行政財産目的外使用料、リサイクルプラザ資源物売払代金、市有自動車使用料、個人番号カード再交付手数料	
保健福祉部	民生委員活動費交付金、自立支援給付費負担金、行政財産目的外使用料、（介護特会）地域支援事業負担金（介護予防事業）、（介護サ特会）グループホームサービス費収入、健康増進室使用料、（国保特会）保険給付費等交付金、（後期高齢特会）広告料収入、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、通所支援事業負担金	
建設水道部	都市計画図売払代金、行政財産目的外使用料、低炭素建築物認定手数料、（公共下水道事業会計）過年度損益修正益、（個排特会）現年度分、（水道事業会計）過年度損益修正益	
会計管理者	その他雑入	
浜益支所	衛生手数料	
教育委員会 生涯学習部	教員住宅貸付収入、日本スポーツ振興センター受益者負担金（小・中学校）、カルチャーセンター使用料、いしかり砂丘の風資料館入館料、講座等参加料、行政財産目的外使用料	
農業委員会 事務局	現地目証明手数料	
② 支出事務 ア 報償費、イ 需用費（消耗品費）、 ウ 役務費（通信運搬費のうち切手等購入費、広告料）、エ 備品購入費		選任、支出に関する決定書、執行決議書など、支出に関する書類及び切手受払簿など、切手等の管理に関する書類

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

- ・ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。
- ・ 調定、徴収及び現金取扱事務は適正に行われているか。
- ・ 支出対象となる事実は客観的資料によって確認できるか。
- ・ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
- ・ 支払額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給の事実のないものはないか。
- ・ 債務の確認は確実に行われ、かつ、役務提供のないものはないか。
- ・ 契約方法及びその選定理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類は確実にかつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ・ 契約の履行期限は守られているか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査の実施は石狩市監査基準に準拠し、合規性、正確性の視点はもとより、内部統制（チェック体制）など事務事業の管理体制並びに事務事業の経済性、効率性及び有効性に留意し、着眼点を設定して実施しました。

実施にあたっては対象部局等に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

前述のとおり監査した結果、監査の対象となった事務について、概ね適正に執行されていることが確認されましたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられました。

なお、令和4年1月17日及び18日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促しました。

(1) 保健福祉部

① 収入金の収入事務について（抽出）

- ・ 行政財産目的外使用料の算出額を誤っていました。

(2) 建設水道部

① 支出事務について（備品購入費）

- ・設計図書の作成において、副市長専決のものが部長専決処理されていました。

(3) 浜益支所

① 支出事務について（備品購入費）

- ・設計図書の作成において、決裁が行われていませんでした。

(4) 教育委員会生涯学習部

① 収入金の収入事務について（抽出）

- ・月末までに納付しなければならない住宅使用料の納期限を翌月としていました。
- ・講座等参加料において、収入すべき年度に収入していませんでした。
- ・講座等参加料において、決定時に調定していませんでした。

② 支出事務について（備品購入費）

- ・設計図書の作成において、決裁が行われていませんでした。

第2 行政監査

1 監査期間

（前期）令和3年4月16日から6月4日まで

（後期）令和3年10月6日から12月15日まで（実査日程の調整等により、実施計画で定めた期間より延長して実施）

2 監査範囲

令和3年度監査等計画及び令和3年度監査実施計画（後期）に基づき、令和2年度の事務執行分を基本とし、必要に応じて他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。（前期からの継続実施）

（1）対象部局

全部局、支所、会計管理者

（2）監査項目・対象書類

監査項目	対象書類
① 行政運営の各事務 ア 公金外現金等の取扱事務 職員が、職場内で任意団体の事務局を担い、その会計事務等を執行しているもの。ただし、職務等に関係のないものは除く。	調査票及び会則等の関係書類

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

- ・事務の執行及び責任体制は明確になっているか。
- ・会計経理及び財産管理は適切か。
- ・現金等の保管及び取扱いは適切か。
- ・管理点検体制は整備され、有効に機能しているか。

4 監査方法

監査の実施は石狩市監査基準に準拠し、対象事務が適正に執行されているかに留意し、着眼点を設定して実施しました。

実施にあたっては対象部局等に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類

等をもとに、必要に応じて実査による検証を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました

5 監査結果

本市ではこれまで、定期監査において補助金等の交付事務を対象項目とし、市が事務局を担う財政援助団体における財務事務の執行状況の把握に努めているほか、平成29年度には、総務部において財政援助団体を含む任意団体の事務局を担う市の部局の概要調査を行い、その実態把握に努めるとともに、事務の適正化を促してきました。

今回、主要な着眼点等に基づいて監査した結果、本市における「公金外現金等の取扱事務」の執行状況について、その概要を把握するとともに、その事務が概ね適正に執行されていることが確認されましたが、次のとおり課題も見受けられました。

なお、令和4年1月17日及び18日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善に向けた取組を促したところです。

(1) 公金外現金等の取扱事務に係る調査の結果

① 事務の執行及び責任体制

- ・各団体の事務担当は明確で、出納手続も概ね決裁に基づいて行われていました。
- ・一部において、団体の目的や運営の基本となる会則等が未整備でした。

② 会計経理及び財産管理

- ・全体として概ね適正に行われていましたが、一部において、現金出納簿がなかったり、領収書等の保管が確認できない事例が見られました。

③ 現金等の保管及び取扱い

- ・現金等については、預金通帳で管理され、施錠可能なロッカー等で保管されるなど、概ね適正に管理されていました。
- ・一部において、通帳と印鑑の管理者や保管場所が同一であるなどの事例が見受けられました。

④ 管理点検体制

- ・一部において、総会等が開催されておらず、監査も行われていない事例がありました。

⑤ その他

- ・一部において、近年の活動実績が見られない団体も見受けられました。

(2) 所見

今回、対象とした団体は、活動分野こそ多岐にわたりますが、その全てが本市の事務

事業に密接な関連を有しており、それらとの関わりは、ともに目指すまちの姿を実現するために求められる市民との協働の一つの形とも言えるものです。

本市の自治基本条例では、まちづくりの基本原則である「協働」を、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完し協力することと規定しており、そこには多様な主体の自主性・自立性を尊重すると同時に、さまざまな形の支援の必要性も想定されています。

このことから、団体との関わりについては、その自主・自立の促進を前提としつつ、団体の設置目的や公共性、地域事情などを総合的に勘案し、支援の必要性とその内容を精査した上で取り進めることが重要です。

今回の監査では、「公金外現金等の取扱事務」について、概ね適正な事務処理が行われていることが確認できました。しかし、一部見受けられた活動休止中の団体については、今後の活動見通しがないままで、市職員が当該団体の現金等の管理を続けることは適切でないことから、所管部局としてしかるべき方向性の整理が必要と考えます。

また、本市では、「公金外現金等の取扱事務」に係る統一的な取り決めがなく、所管部局の裁量に任されていますが、他の自治体においては、全庁的なルールを定め、その適正化を図っている例もありました。

内部統制の強化が求められている現下の社会情勢や事件・事故等の未然防止の観点も踏まえ、本市においても適切な対応を望むものです。

なお、今回の監査において実施した調査結果の概要を、参考として次に記載します。

(3) 参考（調査結果概要）

① 取扱団体について

ア 取扱団体数

所管部局	取扱課	団体数	うち、	
			構成に市を含む	財政援助団体
総務部	1	4	1	2
企画経済部	6	13	10	5
環境市民部	2	7	1	6
建設水道部	1	1	1	0
保健福祉部	2	2	1	1
厚田支所	2	3	0	2
浜益支所	2	8	2	5
生涯学習部	2	3	3	1
計	18	41	19	22

イ 団体代表者 ・市長（６） ・副市長ほか市職員（３） ・その他（３２）

ウ 構成員 ・市（もしくは教委）が構成員（１９） ・その他（２２）

エ 設立経過年数

・３年未満（４） ・１０年未満（４） ・２０年未満（１５）

・３０年未満（６） ・５０年未満（８） ・５０年以上（１） ・不明（３）

オ 期限付き団体（２）

カ 財政援助団体（２２）

② 活動状況

ア 団体の活動 ・活動継続中（３６） ・活動休止中（５）

イ 総会の開催 ・開催（３５） ・未開催（６）

ウ 会則の整備状況 ・あり（３９） ・なし（２）

③ 会計規模

・５００,０００円未満（１８） ・５００,０００～１,０００,０００円未満（１２）

・１,０００,０００～５,０００,０００円未満（７） ・５,０００,０００～１０,０００,０００円未満（３）

・１０,０００,０００円～（１）

④ 会計事務の状況

ア 現金出納簿の整備状況 ・あり（３７） ・なし（４）

イ 出納に係る決裁処理 ・あり（４０） ・なし（１）

ウ 監査機能 ・あり（３６） ・なし（５）

エ 会計規程の整備状況 ・あり（８） ・なし（３３）

⑤ 現金等の管理状況

ア 現金等の保管場所 ・施錠付きのロッカー等（４１）

イ 通帳・印鑑管理担当者 ・別々（２３） ・同一（１８）

ウ 通帳・印鑑保管場所 ・別々（３４） ・同一（７）

第3 公の施設の指定管理者監査（その1）

1 監査期間

令和3年9月29日から10月28日まで

2 監査範囲

令和3年度監査等計画及び令和3年度監査実施計画（後期）に基づき、令和2年度指定管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じて他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

(1) 公の施設名

学び交流センター

(2) 指定管理者

特定非営利活動法人石狩市文化協会

(3) 所管部局

教育委員会生涯学習部（社会教育課）

(4) 指定期間

平成31年4月1日から令和5年3月31日まで（4年間）

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

(1) 指定管理者

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力はされているか。
- ・収支会計経理は適正にされているか。
- ・他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・出納関係帳簿等の記帳は適切にされているか。
- ・領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。
- ・管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正にされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切にされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査の実施は石狩市監査基準に準拠し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているか、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおき、着眼点を設定して実施しました。

実施にあたっては、指定管理者及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行いました。また疑問が生じた場合は関係職員から説明を受けました。

現地調査については、次のとおり実施しました。

実施日・施設	出席者
令和3年10月28日 学び交流センター	特定非営利活動法人石狩市文化協会 会長 富木 須磨子 専務理事 池田 幸夫

【現地調査状況】



5 監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりです。

(1) 指定管理者

特定非営利活動法人石狩市文化協会に対し、前述のとおり監査した結果、施設の管理運営に係る出納その他の事務について、概ね適正に執行されていることが確認されました。

(2) 所管部局

教育委員会生涯学習部に対し、前述のとおり監査した結果、施設の管理運営に係る事務について、概ね適正に執行されていることが確認されました。

6 参考資料

(1) 公の施設

① 名称

学び交流センター

② 設置

本施設は、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、及び交流の場を提供することにより、本市の文化の振興及び市民の交流の促進に寄与するため、平成22年3月に閉校した石狩市紅葉山小学校の一部を活用し、平成23年4月に設置されました。

③ 施設概要

所在地	石狩市花川北3条3丁目1番地
施設構成	・研修室1、2、3、4 ・視聴覚室 ・多目的ホール
利用料金制の適用	有
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

④ 利用状況

(人・件・日)

	利用人数	利用件数	開館日数
R1	18,214	2,002	270
R2	26,373	1,991	265

⑤ 収支決算の状況（令和２年度）

（千円）

区分		
収入	指定管理料	11,235
	施設利用料	1,094
	計	12,329
支出		11,880
収支差引		449

(2) 指定管理者

① 名称・代表者

特定非営利活動法人石狩市文化協会 会長 富木 須磨子

② 所在地

石狩市花川北３条３丁目１番地

③ 設立年月日

平成22年11月26日

④ 事業

（特定非営利活動に係る事業）

- ・ 市民文化祭等の文化事業の開催並びに協力に係る事業
- ・ 文化振興への貢献・功績に対する顕彰に係る事業
- ・ 市民文化振興に係る情報発信事業
- ・ 市民文化団体の育成及びその活動促進に係る事業
- ・ 市民文化に係る研修及び交流事業
- ・ 各種文化教育施設の管理・運営事業
- ・ 文化振興についての調査研究
- ・ 他団体・関係機関との連絡調整及び連携事業
- ・ 前各号の事業に付帯する事業

（その他の事業）

- ・ 物品の斡旋及び販売
- ・ 役務の提供

第 4 公の施設の指定管理者監査（その 2）

1 監査期間

令和 3 年10月22日から11月24日まで

2 監査範囲

令和 3 年度監査等計画及び令和 3 年度監査実施計画（後期）に基づき、令和 2 年度指定管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じて他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

(1) 公の施設名

あいろーどパーク

(2) 指定管理者

株式会社あい風

(3) 所管部局

企画経済部（商工労働観光課）

(4) 指定期間

平成30年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで（4 年間）

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

(1) 指定管理者

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力はされているか。
- ・収支会計経理は適正にされているか。
- ・他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・出納関係帳簿等の記帳は適切にされているか。
- ・領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。
- ・管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正にされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切にされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査の実施は石狩市監査基準に準拠し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているか、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおき、着眼点を設定して実施しました。

実施にあたっては、指定管理者及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行いました。疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

また現地調査については、次のとおり実施しました。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、百井代表監査委員については、本施設を部長として所管していた期間である平成30年度以前の執行分について、職務執行の公正を保証するため、本監査から除斥のうえ実施しました。

実施日・施設	出席者
令和3年11月24日 あいろーどパーク	株式会社あい風 代表取締役 秋井 卓也 鈴木 翔太

【現地調査状況】



5 監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりです。

(1) 指定管理者

株式会社あい風に対し、前述のとおり監査した結果、施設の管理運営に係る出納その他の事務について、概ね適正に執行されていることが確認されましたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられました。

なお、令和4年1月17日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促したところです。

- ・利用料金（占用利用）の一部について、誤った額を徴収していました。

(2) 所管部局

企画経済部に対し、前述のとおり監査した結果、施設の管理運営に係る出納その他の事務について、概ね適正に執行されていることが確認されましたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられました。

なお、令和4年1月17日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促したところです。

- ・施設の供用開始の日を規則で定めていませんでした。

6 参考資料

(1) 公の施設

① 名称

あいろーどパーク

② 設置

本施設は、地域の自然や歴史、食などの資源を活用し、域外からの需要を取り込み、交流人口の増加や地域産業の振興等を図り、もって周辺地域を活性化するため、道の駅を新たに設置し、併せて隣接する旧厚田公園（キャンプ場を含む）及び観光案内所等の周辺施設を集約して、平成30年4月に設置されました。

③ 施設概要

所在地	石狩市厚田区厚田98番地2ほか		
施設構成	(1) 道の駅石狩「あいろど厚田」 ア 地場産品紹介コーナー（地場産品販売施設） イ 地場産品体験コーナー（飲食提供施設） ウ 歴史・文化情報コーナー エ 多目的スペース オ イベント広場 カ トイレ キ 駐車場 (2) 自然交流施設 (3) キャンプ場 (4) 前各号に附帯する施設		
利用料金制の適用	有		
開館時間	施設	条例	R3実績
	道の駅（1階トイレ及び駐車場除く）	10時から16時	・4月1日から5月31日 9時30分から18時 ・6月1日から8月31日 9時30分から19時 ・9月1日から10月31日 9時30分から18時 ・11月1日から3月31日 10時から16時
	自然交流施設		条例と同じ
	道の駅1階トイレ及び駐車場	終日	条例と同じ
	キャンプ場	終日	
休館日	道の駅（1階トイレ及び駐車場除く）	12月29日から翌年1月3日まで	条例と同じ
	自然交流施設		
	道の駅1階トイレ及び駐車場	なし	条例と同じ
	キャンプ場	10月1日から翌年4月28日まで	11月1日から翌年4月28日まで

④ 利用状況

(人・日)

	道の駅（1階トイレ及び駐車場除く）		厚田キャンプ場	
	利用人数	開館日数	利用人数	開館日数
H30	612,702	338	4,930	142
R1	434,090	341	8,453	157
R2	335,801	336	15,608	122

⑤ 収支決算の状況（税抜き）（令和2年度）

(千円)

区分		
収入	指定管理料	50,000
	施設利用料	12,831
	販売事業	54,193
	その他	9,040
	計	126,064
支出		117,031
収支差引		9,033

(2) 指定管理者

① 名称・代表者

株式会社あい風 代表取締役 秋井 卓也

② 所在地

石狩市厚田区厚田98番地2

③ 設立年月日

平成29年4月3日

④ 事業

- ・ 産業振興に関する事業
- ・ 観光振興に関する事業
- ・ 旅行業法に基づく旅行業
- ・ 公共施設の管理運営に関する事業
- ・ 物販に関する事業
- ・ 酒類販売に関する事業
- ・ 前各号に付帯関連する一切の事業